

厚生年金

離婚したときの夫婦間の厚生年金の分割について

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4743

分割は厚生年金のみ

男女の雇用格差などを背景にして、夫婦の年金額に大きな開きがありますが、平成19年4月から、離婚したときに、厚生年金の保険料納付記録(加入記録)を夫婦で分割する仕組みが設けられています。なお、この離婚時の分割には、平成19年4月から実施された「離婚時の厚生年金の分割」と、「第二号期間の離婚時の厚生年金の分割」の2種類がありますのでご注意ください。

ただし、分割される年金は厚生年金のみで、国民年金は分割されないことに留意してください。

離婚時の厚生年金の分割

厚生年金の加入期間がある夫婦が離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金の加入記録の

多い人から少ない人へ、その加入記録を分割できる制度です。

分割の上限は、両者の婚姻期間中の加入記録の合計額の半分までとされます。例えば、夫の加入記録が合計額の70%、妻の加入記録が同じく30%の場合、70%から50%を差し引いた20%を上限にして夫から妻に分割されます。

分割割合は両者で協議して決め、原則、離婚後2年以内に厚生労働大臣(年金事務所)に請求します。協議がまとまらないときは、一方の求めによって裁判所が分割割合を定めることができます。

この場合、当事者は、厚生労働大臣に対して、必要な情報の提供を請求することができます。また、厚生労働大臣は、裁判所などに対して、必要な資料を提供しなければならぬことになっています。

第三号期間の離婚時の厚生年金の分割

厚生年金の加入者(ここで夫と仮定します)とその被扶養配偶者である国民年金の第三号被保険者(ここでは妻と仮定します)の期間がある夫婦が離婚した場合、平成20年4月以後の妻が第三号被保険者であった期間について、夫の厚生年金の加入記録の2分の1の額を、妻に分割することができます。

この結果、妻には、この分割を受けた期間について、新たに厚生年金の「みなし加入期間」が発生することになります。

なお、前項の「離婚時の厚生年金の分割」では、当事者の合意または裁判所の決定が必要ですが、本項の「第三号分割」では、第三号被保険者だった人の厚生労働大臣への請求だけで分割が行われます。

また、前項の「離婚時の厚生年金の分割」を請求した際に、本項の「第三号分割」の対象期間もあれば、同時に「第三号分割」も行われることとなります。

なお、離婚時の厚生年金の分割の詳細については、年金事務所または、ねんきんダイヤルへご相談ください。

▼問合せ
加古川年金事務所
☎079(427)4743
ねんきんダイヤル
☎0570(05)1165
(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料金のみで利用できます)

※IP電話・PHSからのねんきんダイヤルの番号
☎03(6700)1165
(通話料金は全額利用者負担です)

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>

都市計画に関する素案の閲覧及び説明会の開催

▼問合せ 下水道グループ ☎079(435)2373

現在町では公共下水道の見直しを進めているところですが、この見直しにおける町素案の閲覧及び説明会を次の通り行います。

なお、今回見直しをする区域及び内容などは図の通りです。

▼閲覧期間

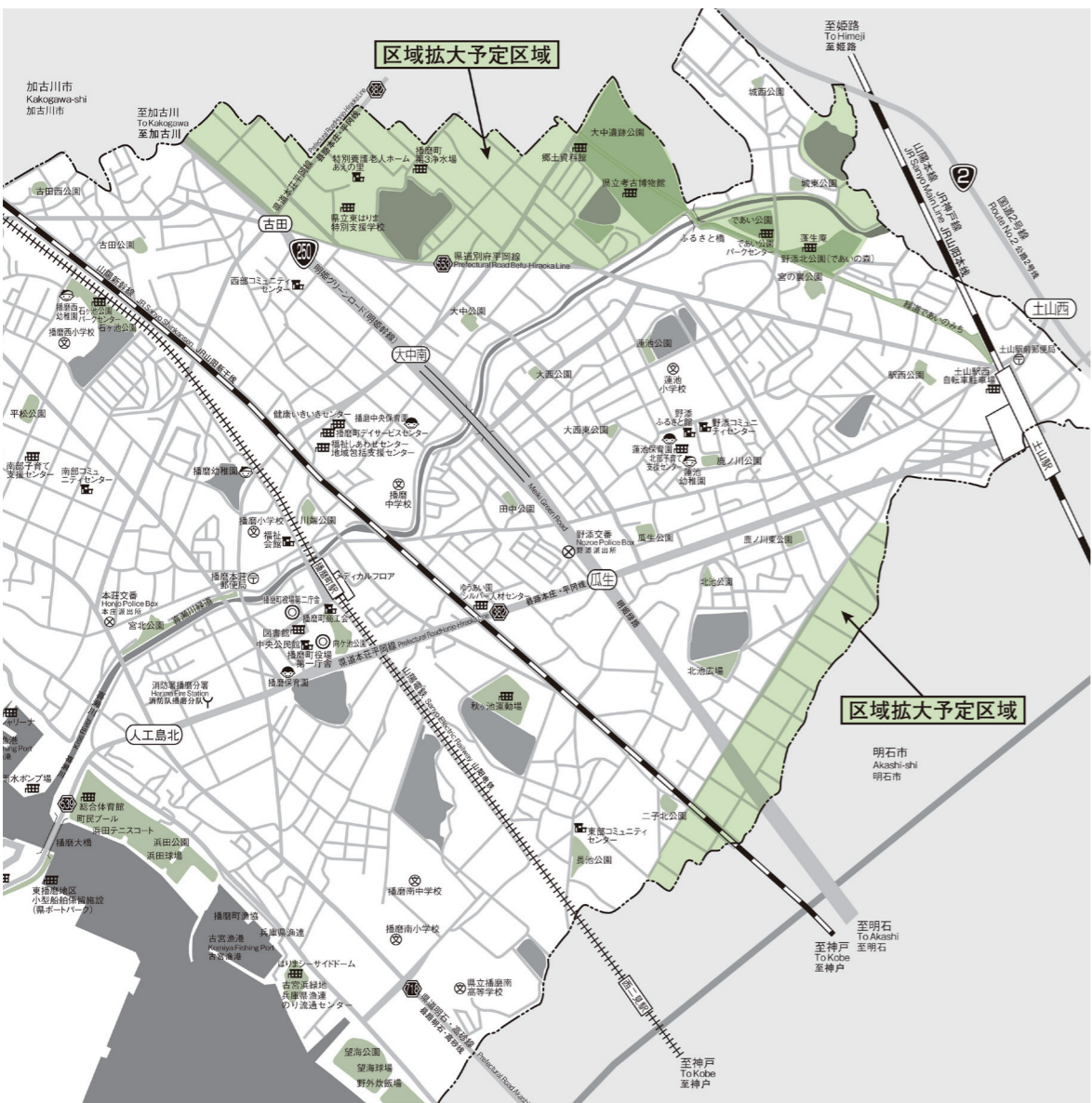
11月2日(火)～15日(月)
(土・日曜日・祝日を除く)

▼説明会

11月12日(金) 午後7時
役場第2庁舎3階会議室1

▼閲覧場所・問合せ

下水道グループ
☎079(435)2373



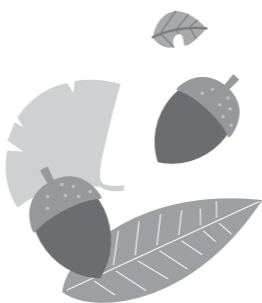
12月1日から 国民健康保険被 保険者証が新し くなります

▼問合せ 保険年金グループ
☎079(435)2581

国民健康保険の被保険者証が、12月1日から新しい被保険者証(一般:藤色、退職者:うす水色)になり、現在お持ちの被保険者証は使えなくなります。新しい被保険者証は、11月中旬に加入世帯に郵送します。

古い被保険者証は、悪用防止のため、保険年金グループの窓口あるいはコミセンまで返還していただくか、細かく裁断するなどして、各自で処分してください。

※通知書が届いた方については、更新の手続きが必要です。



下水道への接続依頼について

下水道法では接続可能となった地域のお宅について、くみ取り便所の場合は3年以内、浄化槽の場合はすみやかに下水道へ接続していただく義務が課せられています。接続されていない方は下水道の主旨をご理解いただき工事の実施をお願いします。

また、接続工事に伴う融資あっせん制度などにつきましては下水道グループまでご相談ください。

「ご注意!」点検商法

「役場の方から来た」とかたり、ご家庭を訪問して水道管や下水道管を点検・清掃する業者が増えてきます。

「無償で点検します」と言っただけで、わずかな不良箇所を見つけて強引に修理を迫るという手口で多額の料金を請求するトラブルが各地で発生しています。町では業者にそのような指示を出していませんのでご注意ください。

▼問合せ 下水道グループ
☎079(435)2373



▲スイスイくん